### 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案を依頼する議案及び東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則を制定する議案を付議する。

記

### 1 改正内容

(1) 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例

校舎の老朽化による改築工事等の実施に伴い、一時的に仮設校舎に移転する。この移転にあたり、位置を変更する必要があるため、別表(第2条関係)中、5特別支援学校の項中、次の学校の位置を、次のとおり改正する。

名	称	位	置
東京都立村山特別支	7 援学校	武蔵村山市緑が丘1	4 6 0 番地 1
東京都立清瀬特別支	7 援学校	清瀬市中里四丁目7	88番地1

(2) 東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則

「東京都特別支援教育推進計画(第二期)」に基づき、職能開発科を設置することに伴い、東京都立練馬特別支援学校の学科について、次のとおり改める。

名称	障 害 種 別	課程	学 科	
東京都立練馬特別支援学校	知的障害	高等部	普通科	
			職能開発科	

※ 下線が改正部分

### 2 都議会に付議する時期(条例関係)

令和5年第二回東京都議会定例会

### 3 施行期日

- (1) 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例は、令和5年9月1日から施行する。
- (2) 東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則は、公布の日から施行 する。

### 4 その他

- (1) 学校概要等は別紙のとおり。
- (2) 本案決定後、条例について知事に立案を依頼する。
- (3) 本案決定後、規則についての公報登載を知事に依頼する。

### 東京都立村山特別支援学校の概要

### 1 概要

村山特別支援学校は、肢体不自由教育部門の特別支援学校である。 校舎の老朽化による改築工事の実施に伴い、一時的に仮設校舎に移転する。

2 現設置場所 東京都武蔵村山市学園四丁目8

3 仮設校舎設置場所 東京都武蔵村山市緑が丘1460番地1

4 既存施設建築年 校舎棟(体育館含む): 昭和49、53年

5 学部等 肢体不自由教育部門 小学部、中学部、高等部部門

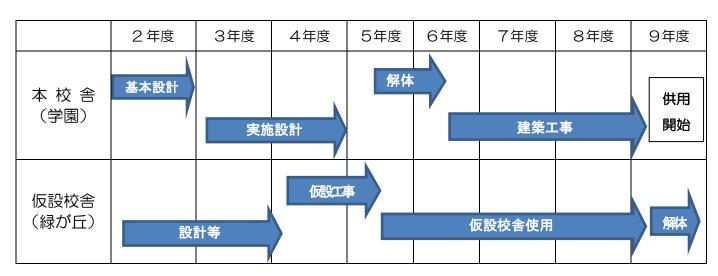
6 学校規模等 33学級104名(令和4年5月1日現在)※訪問学級を除く

7 仮設校舎供用開始 令和5年9月 (普通教室 34教室を建築)

8 新校舎供用予定年度等 令和9年度

(普通教室 34教室を建築予定)

### 9 全体計画

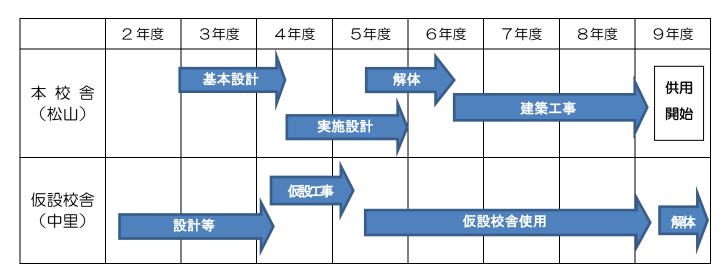


### 東京都立清瀬特別支援学校の概要

### 1 概要

清瀬特別支援学校は、知的障害教育部門の小学部、中学部を設置する特別支援学校である。校舎の老朽化による改築及び改修工事の実施に伴い、一時的に仮設校舎に移転する。

- 2 現設置場所 東京都清瀬市松山三丁目1番97号
- 3 仮設校舎設置場所 東京都清瀬市中里四丁目788番地1
- 4 既存施設建築年 校舎棟、プール棟、体育館:昭和55年 旧高等部棟:平成19年
- 5 学部等 知的障害教育部門の小学部、中学部
- 6 学校規模等 55学級244名(令和4年5月1日現在)
- 7 仮設校舎供用開始 令和5年9月 (普通教室 70教室を建築)
- 8 新校舎供用予定年度等 令和9年度 (普通教室 70教室を建築予定)
- 9 全体計画



### 東京都立練馬特別支援学校への職能開発科設置について(概要)

### 1 職能開発科の設置

東京都特別支援教育推進計画(第二期)に基づき、障害の程度に応じたきめ細かい職業教育や 就労支援を行うため、知的障害が軽度から中度の生徒を対象とした職能開発科を、既設の5校に 加え、新たに3校に設置し、都内計8校に設置予定

### <職能開発科の設置校と設置年度>

- 足立特別支援学校(平成26年度設置)
- 港特別支援学校(平成28年度設置)
- 江東特別支援学校(平成30年度設置)
- 東久留米特別支援学校(令和3年度設置)
- 青鳥特別支援学校(令和5年度設置)
- 練馬特別支援学校(令和6年度設置予定)
- 南多摩地区特別支援学校(仮称)(令和6年度設置予定)
- 北多摩地区特別支援学校(仮称)(令和9年度設置予定)

### 都内で6校目となる職能開発科を、練馬特別支援学校に設置する。

### 2 東京都立練馬特別支援学校について

〇 学校規模等

知的障害教育部門 高等部

普通科 22学級 152人(令和4年5月1日現在)

職能開発科 6学級程度 約60人

〇 職能開発科設置時期 令和6年4月1日

○ 位 置 東京都練馬区高松六丁目 17番1号

〇 学校沿革

平成 23 年 4 月 1 日 練馬地区特別支援学校(仮称) 開設準備室設置

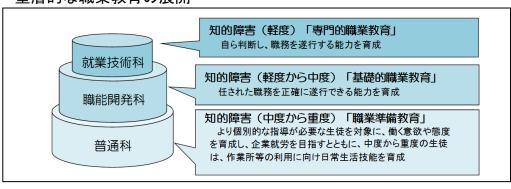
平成 24 年 4 月 1 日 東京都立練馬特別支援学校開校

令和4年2月から令和5年8月 増改築工事

### ※ 都立知的障害特別支援学校高等部の職業教育について

東京都特別支援教育推進計画(第二期)において、障害のある生徒の自立と社会参加に向けた多様な進路希望にこたえるため、職業教育の充実を図ることは極めて重要と位置付けている。

### ■ 重層的な職業教育の展開



## 第三十七号

議

案

京 都 東 <u>\( \frac{1}{2} \)</u> 京 学 都 校 <u>\f\</u> 設 学 置 校 設 条 置 例  $\mathcal{O}$ 条 例 0) 部 \_ を 改 部 を 正 す 改 る 正 す 条 る 例  $\mathcal{O}$ 条 <u>\frac{1}{1}</u> 例 案  $\mathcal{O}$ <u>\f\</u> に 2 案 依 V > て 頼 に 次 **つ** ٧,  $\mathcal{O}$ ょ て う

に

知 事

に依頼

令和五年四月二十七日

す

る

0

東

東京都教育委員会

東 京 都 <u>\f</u> 学 校 設 置 条 例  $\mathcal{O}$ \_ 部 を 改 正 す る

東 京 都 <u>\</u> 学 校 設 置 条 例  $\overline{\phantom{a}}$ 昭 和  $\equiv$ +九 年 東 京 都 条 条 例 例 第 百

+三

号

 $\mathcal{O}$ 

部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改

正 す る

別 表 五.  $\mathcal{O}$ 部 同 村 Щ 特 別 支 援 学 校 0) 項 位 置  $\mathcal{O}$ 欄 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改  $\otimes$ る

武 蔵 村 Щ 市 緑 が 丘 千 兀 百 六 + 番 地

瀬 市

中 里 兀 丁 目 七 百 八 + 八 番 地

清

別

表

五.

 $\mathcal{O}$ 

部

同

清

瀬

特

別

支

援

学

校

 $\mathcal{O}$ 

項

位

置

 $\mathcal{O}$ 

欄

を

次

 $\mathcal{O}$ 

ょ

う

に 改

 $\otimes$ 

る

附 則

ک

 $\mathcal{O}$ 

条

例

は

`

令

和

五

年

九

月

日

カゝ

5

施

行

す

る

2

東 京 都 <u>\frac{1}{12}</u> 村 Щ 特 別 支 援 学 校 及 び 東 京 都 <u>\frac{1}{2}</u> 清 瀬 特 別 支 援 学 校  $\mathcal{O}$ 位 置 を 変 更 す る 必 要 が あ

東京都立学校設置条例(昭和三十九年東京都条例第百十三号) 新旧対照表(抄)

蔵台学園まで(現行のとおり)	番地    番地	同足立特別支援学校まで同八王子東特別支援学校から(現行のとおり)	番地    番地	別支援学校まで(現行のとおり)	名	五 特別支援学校	一から四まで (現行のとおり)	別表(第二条関係)	第一条から第三条まで (現行のとおり)	改正案	
蔵台学園まで(略)	同清瀬特別支援学校清瀬市松山三丁目一番九十七	同足立特別支援学校まで同八王子東特別支援学校から(略)	同村山特別支援学校武蔵村山市学園四丁目八番地	別支援学校まで(略)		五 特別支援学校	一から四まで(略)	別表(第二条関係)	第一条から第三条まで(略)	現行	

# 第三十八号議

案

東 京 都 <u>\f\</u> 学 校 設 置 条 例 施 行 規 則  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 規 則  $\mathcal{O}$ 制 定 に つ **(**) て

令和五年四月二十七日

東 京

都

<u>\f</u>

学

校

設置

条

例

施

行

規

則

 $\mathcal{O}$ 

部

を 改

正 す

る

規 則

を 次

 $\mathcal{O}$ 

と

お

り

制

定

L

公

布

する。

東京都教育委員会

1

東 京 都 <u>\frac{1}{1}</u> 学 校 設置 条 例 施 行 規 則 0) 部 を 改 正 す る 規 則 を 公 布す る。

令 和 五. 年 月

日

東 京 都 教 育 委 員 会

改

め

る。

## 東 京 都 教 育 委 員 会 規 則 第

東 京 都 <u>\f\</u> 学 校 設 置 条 例 施 行 規 則  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 規

則

号

東 京 都 <u>\( \frac{1}{2} \)</u> 学 校 設 置 条 例 施 行 規 則 昭 和  $\equiv$ +九 年 東 京 都 教 育 委 員 会 規 則 第 六 号)  $\mathcal{O}$ 部

を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正 す る。

		_			$\neg$	別
	同			同		表
						三
						$\mathcal{O}$
						項
	練			練		中
	馬			馬		
	特 別			特 別		
	支			支		
	援			援		
	学			学		
	· 校			校		
		-				
	知			知		
	的			的		
	障 害			障 害		
	古			古		
		_				
	高			高		
	等			等		
	部			部		
₹%	<del>)(;</del>	_		<del></del>		
発科	普 通			普 通		
17	科			科		
	7-1			7.1		
	職					
	能					
	開					
		-	_			
6	_			を		

附

則

る。

提 東 案 京 都 理 曲 立

る 必 要 が あ る。

す

練 馬 特 別 支 援 学 校  $\sim$  $\mathcal{O}$ 職 能 開 発 科 0) 設 置 に 伴 学 科 を 設 定 す る 規 定 を 整 備

								пп	Fr-Fr-		l
同青山特別支援学校から同武		同練馬特別支援学校	川特別支援学校まで	東京都立文京盲学校から同品	名称	三 特別支援学校	一及び二 (現行のとおり)	別表(第三条関係)	条から第四条まで		
(現行のと		知的障害	おり)	(現行のと	障害種別				こおり)	改正案	
(現行のと		高等部	おり)	(現行のと	課程						
(現行のと	能開発科	普通科、職	おり)	(現行のと	学科						
同青山特別支援学校から同武		同練馬特別支援学校	川特別支援学校まで	東京都立文京盲学校から同品	名称	三 特別支援学校	一及び二(略)	別表(第三条関係)	第一条から第四条まで(略)	押	
(略)		知的障害		(略)	障害種別					行	
(略)		高等部		(略)	課程						
(略)		普通科	_	(略)	学						
	(現行のと (現行のと (現行のと ) 同青山特別支援学校から同武 (略) (略)	(現行のと (現行のと (現行のと ) 同青山特別支援学校から同武 (略) (略)	青山特別支援学校から同武 (現行のと (現行のと (現行のと ) 同青山特別支援学校から同武 (略) (略) 線馬特別支援学校 知的障害 高等部 普通科、職 同 練馬特別支援学校 知的障害 高等部	から同武 (現行のと (現行のと (現行のと (現行のと) (現行のと) 同 練馬特別支援学校まで (略)   援学校 知的障害 高等部 普通科、職 同 練馬特別支援学校まで 知的障害 高等部   財勢 川特別支援学校まで 知的障害 高等部	(現行のと) (取り)	(現行のと) (取行のと)	音山特別支援学校から同武 (現行のと (期期支援学校まで 知的障害 高等部   特別支援学校 知的障害 高等部 計解発料 同青山特別支援学校から同品 (略) (略) (略)   特別支援学校 知的障害 高等部 計解 日間 特別支援学校から同品 (略) (略)	音山特別支援学校から同武 (現行のとおり) (現行のと は現行のと おり は に は に は に は に は に は に は に は に は に は	1 特別支援学校 (現行のとおり) (現行のと (取力のと <	青山特別支援学校から同武 (現行のとおり) (現行のとおり) (現行のとおり) (現行のとおり) (取行のとおり)	「

東京都立学校設置条例施行規則(昭和三十九年東京都教育委員会規則第六号)新旧対照表(抄)